

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

中央卸売市場北部市場廃発泡スチロール処理について

- 資料1 北部市場のエコ化対策（案）について
- 資料2 北部市場における廃発泡スチロール処理業者の選定等について（案）
- 資料3－1 第5回北部市場廃棄物適正処理検討委員会資料
- 資料3－2 第5回北部市場廃棄物適正処理検討委員会議事録
- 資料4－1 第1回廃発泡スチロール協議会の報告について
- 資料4－2 第2回廃発泡スチロール協議会の報告について
- 資料5 平成25年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）

経済労働局

平成24年4月25日

北部市場のエコ化対策について（案）

エコ市場に向けた基本方針

- 本市に蓄積する環境技術等を活用し、省エネ・省資源対策を実施する。
- 市場で発生するゴミの発生量を抑制するとともに、リサイクル率の一層の向上を図る。
- 排出者責任の原則に基づく廃棄物処理の適正化を進める。
- 市場における自動車排出ガス対策等の環境対策を推進する。

将来の目指すべき姿

■廃棄物処理の適正化、省エネ・創エネ、環境対策等の推進

●「川崎国際環境技術展」や「かわさき環境フォーラム・モデル事業」等の成果も取り入れ、北部市場のエコ化を一層推進する。

- ①環境にやさしい市場を構築する。
- ②省エネ・創エネ等によりコストを削減し効率的な市場経営を進める。
- ③災害時のエコエネルギー供給基地としての機能を高める。

①廃棄物の減量化・リサイクルの推進

・市場から発生する産業廃棄物や一般廃棄物の減量化を推進するとともに、分別を徹底しリサイクルできるゴミは全てリサイクルする。

②省エネ・創エネ対策

- ・太陽光発電設備・太陽熱利用設備や大型リチウム蓄電池の導入
- ・照明等のLED化
- ・小型風力発電機の導入
- ・ヒートポンプユニット等の高効率機器システムの導入
- ・ESCO事業の導入

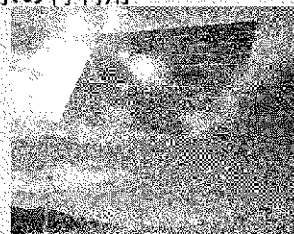
※ESCO事業：顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

③節水対策

- ・雨水の有効活用及び廃発泡スチロール冷却水の再利用

④その他

- ・電気自動車等の導入促進
- ・壁面や屋上の緑化
- ・断熱窓等の設置
- ・ISO14001の取得
- ・エコドライブの推進など



当面の取り組み課題

■廃棄物のリサイクル・ゴミの減量化事業

1. 開設者が主として行うもの

・「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を廃止し、エコ化の推進を図るため市場内事業者全てから成る「北部市場エコ化対策推進委員会」を新たに設置し、適正な廃棄物処理の推進を図る。

・「消滅型生ゴミ処理機」を導入し、生ゴミの減量化を推進する。

2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

産業廃棄物	廃発泡スチロールのリサイクル	「北部市場エコ化対策推進委員会」の方針・条件を受けて市場内排出者（青果・水産・関連）で組織する「廃発泡スチロール協議会」で協議を行い、市場内で処理を行う処理業者の選定を行う。
	木製パレットのリサイクル	水産関係が主体となって木製パレットをバイマス発電に活用する。
	缶類のリサイクル	関連食堂街が主体となって一斗缶のリサイクルを推進する。
	廃油のリサイクル	関連食堂街が主体となって植物性廃油のリサイクルを推進する。
一般廃棄物	紙ゴミの分別収集	市場内事業者が一体となって紙ゴミのリサイクルに取り組む。
	ダンボールのリサイクル	青果、水産、花卉、関連が主体となってダンボールのリサイクルを推進する。
	魚腸骨のリサイクル	水産仲卸組合が主体となって市場内で発生した魚腸骨のリサイクルを行う。
	その他の一般廃棄物	減量化に努め、排出者責任に基づき、適正に処理する。

■省エネ・環境対策等の推進

1. 開設者が主に行うもの

- ・LED化の推進（開設者が主体となって場内の省エネ対策を実施する。）
- ・エコドライブ運動の推進（川崎市エコドライブ推進運動を市場全体で推進していく。）
- ・省エネ設備の導入（再整備事業にあたっては省エネ設備を積極的に導入していくものとする。）

2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

・市場内フォークリフト等の電動化推進（市場内関係事業者が主体となってフォークリフト、ターレーの電動化を推進する。）

平成24年度廃発泡スチロール処理業者選定の経緯

【「市の業務委託」から「民間同士の委託」に移行】

●平成18年度までは、開設者が市場内の排出事業者全体を包括した排出者となっていたため、市の業務委託として指名競争入札又は随意契約により処理業者を決定していたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境局の指導により平成19年度から排出事業者と処理業者が個別契約する方法に改めた。

【新たな選定方法構築の必要性】

●平成19年度以降、排出者である市場内事業者と処理業者との話し合いが一度も持たれず、市場内事業者から本市に対し競争性を確保できる処理業者選定について要望書等も提出されていることから、処理業者の選定をはじめ、市場内の廃棄物全体の適正化について協議を行う場として、平成23年5月に市場内事業者全ての合意により「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を設置した。

■廃発泡スチロール処理業者選定の経過及び方向性

	昭和57年度～ 平成18年度	平成19年度～ 平成23年度	平成24年度	平成25年度
排出者 (委託者)	川崎市	市場内事業者	市場内事業者	市場内事業者
選定方法	指名競争入札又は 随意契約(総価契約)	随意契約 (単価契約)	事前審査型指名競争入札 (単価契約)	競争入札又は 随意契約(単価契約)
処 理 費	平成18年度 2,730万円 ※市が3分の1負担	36円/kg	1円/kg	未定

■平成22年度 廃発泡スチロール処理量／処理費

部 門	処理量	割 合	処理費 (処理単価 36円/kg)
水産	209,575kg	90.9%	7,544,700円
青果	9,114kg	4.0%	328,108円
関連	625kg	0.3%	22,500円
市(不法 投棄)	11,164kg	4.8%	401,904円
合計	230,478kg	100.0%	8,297,208円

廃棄物適正処理検討委員会
(開設者と場内事業者で構成)

処理業者を指名

提案書を事前審査

入札参加者を決定

入札・業者決定

※平成23年7月に入札執行(5社応札)

◆新たに協議会・委員会を設置して業者を選定していく。

廃発泡スチロール協議会
場内事業者のみで構成

開設者(市)が入らない協議会において、競争入札又は随意契約により、平成25年度の廃発泡スチロール処理業者を1社選定する。(場内事業者が自らの処理業者を選定し、行政は業者選定過程に加わらない。)

エコ化対策推進委員会
開設者と場内事業者で構成

市場内の処理施設を使用することや、周辺住民への環境にも配慮する必要があることから、開設者の役割として協議会が選定した業者の産廃許可の有無や環境配慮・業務執行体制をチェックする。

第 5 回 北部市場廃棄物適正処理検討委員会

平成 24 年 3 月 16 日（金） 11 時 30 分

北部市場管理事務所棟 3 階 第 1 会議室

次 第

開 会

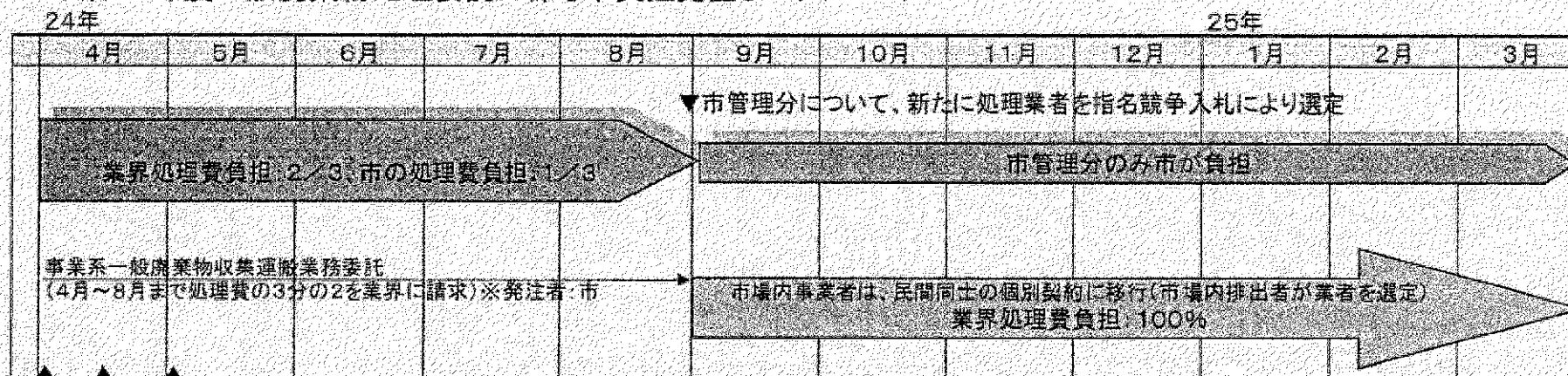
1. 一般廃棄物処理に係る見直しについて
2. 汚泥処理の負担割合について
3. 生ごみ処理機の導入について
4. 木製パレットのリサイクルについて
5. 紙ごみの分別収集の徹底について
6. 北部市場のエコ化対策について
7. 北部市場廃棄物適正処理検討委員会の改組及び廃発泡スチロール協議会の設置について
8. 廃発泡スチロール処理業者の選定等について

北部市場における廃棄物の適正処理について（案）

■一般廃棄物処理の基本方針について

- ①一般廃棄物処理の市負担（現行1／3負担）については、事業者の排出者責任を明確にするため平成24年9月1日から廃止する。
- ②一般廃棄物処理については、市で一括して処理委託契約を行ってきたが、平成24年9月1日からは各部門又は市場協会が排出事業者として処理委託契約を行うものとする。
- ③各事業者は一般廃棄物の分別を積極的に行い資源化を推進し、ゴミの減量化に努めるものとする。
- ④不法投棄分については、責任の所在が明確でないことから、引き続き市の負担とするが、不法投棄に関しては業界全体で監視を強化する。

■平成24年度一般廃棄物処理委託に係る市負担見直しスケジュール



◎ 契約は、最低でも部門単位（青果物部、水産物部、花卉部、関連組合）で行うこと

汚泥処理の負担割合について(案)

【汚泥処理の負担割合の方針(提案)】

- 汚泥処理費については、一般廃棄物と同様に、負担割合を設けてきた(平成23年度 業界2/3、川崎市1/3)。
- 北部市場から発生する汚泥については、主にし尿や雑排水であり、排出者を特定できないものであることから、川崎市が処理費の全額を負担するべきものと考えている。
- したがって、現行の負担割合を見直し、平成24年9月1日以降は、業界0%、川崎市100%の負担割合とする。

汚泥処理費について (現行)

部門	負担割合	負担金額
青果卸	2/3	18.5% ¥393,678
青果仲卸		18.5% ¥393,678
水産		40.0% ¥851,196
花卉		10.0% ¥212,796
関連		13.0% ¥276,636
市	1/3	¥1,064,016
合計	100%	¥3,192,000



(見直し後)

部門	負担割合	負担金額
青果卸	0%	0.0% ¥0
青果仲卸		0.0% ¥0
水産		0.0% ¥0
花卉		0.0% ¥0
関連		0.0% ¥0
市	100%	¥3,192,000
合計	100%	¥3,192,000

■汚泥処理に係る費用負担見直しスケジュール

23年		24年								25年			
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業界処理費負担 2/3、市の処理費負担 1/3						▼負担割合を見直し(川崎市100%負担)							
						市が全額を負担							

負担金方式による消滅型生ゴミ処理機の運営について(案)

資料 3

【負担金方式による運営案(提案)】

- 生ゴミ処理機の運営に必要なランニングコストについては、事業主体となる市場協会等場内事業者が、事業開始前に負担金として徴収する。
- 負担金については、生ゴミの排出者が主に青果仲卸及び関連組合(食堂街)となるため、受益者負担の観点から、青果仲卸及び関連組合、青果卸から徴収し、水産物部及び花卉部からは徴収しない。⇒毎年度、前年度実績等により見直していく。

ランニングコスト

負担者	項目	月額	年額	月額算定方法
業界負担	電気料金	¥41,610	¥499,320	73kw×19円×30日
	水道料金	¥50,000	¥600,000	3.86t×430円×30日
	施設使用料	¥0	¥0	免除
	人件費	¥74,000	¥888,000	1,000円×3H×296日÷12(平成24年度開市日274日+水曜休市日22日=296日)
	小計	¥165,610	¥1,987,320	
	合計	¥165,610	¥1,987,320	
市負担	処理単価		¥5.94	合計÷年間処理量(334,382kg)
	保守料	¥100,000	¥1,200,000	修繕料についても市が負担する。

ランニングコストの負担方法(負担金方式)

部門	年間排出量	生ゴミ処理量	負担割合	負担金額(事務費除く)	小計①	未処理量	未処理分処理費(18.5円)②	新処理費合計①+②	現行処理費②/3負担	差額
青果卸	165,045 kg	121,213 kg	36.2%	¥719,411	¥719,411	44,832 kg	¥829,392	¥1,548,803	¥2,047,888	¥-499,085
青果仲卸組合	173,001 kg	131,481 kg	39.3%	¥780,352	¥780,352	41,520 kg	¥768,124	¥1,548,476	¥2,133,879	¥-585,203
青果仲卸5社	87,404 kg	51,227 kg	15.3%	¥304,038	¥304,038	16,177 kg	¥299,274	¥603,311	¥831,316	¥-228,005
水産	447,860 kg	0 kg	—	¥0	¥0	447,860 kg	¥8,285,410	¥8,285,410	¥5,523,807	¥2,761,603
花卉	194,050 kg	0 kg	—	¥0	¥0	194,050 kg	¥3,589,925	¥3,589,925	¥2,393,283	¥1,196,642
関連	84,616 kg	30,921 kg	9.2%	¥193,519	¥193,519	53,695 kg	¥993,358	¥1,176,877	¥1,043,567	¥133,279
市	194,514 kg	0 kg	—	¥0	¥0	194,514 kg	¥3,598,509	¥3,598,509	¥3,598,509	¥0
合計	1,327,490 kg	334,342 kg	100.0%	¥1,987,320	¥1,987,320	992,648 kg	¥18,363,992	¥20,351,312	¥17,571,880	¥2,779,432

※負担割合は、青果部及び関連の生ゴミ処理量の割合により算出

汚泥処理の負担見直しを含めた処理費

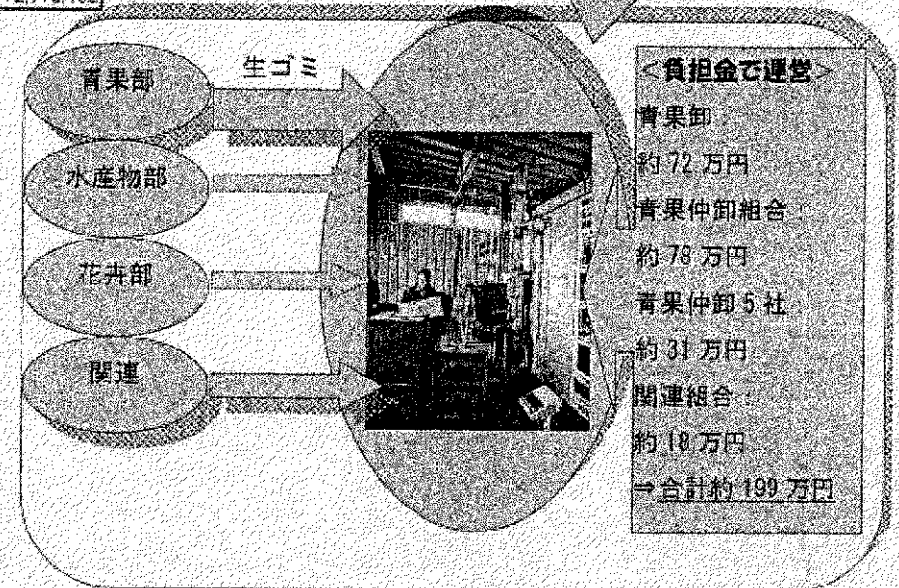
部門	現行汚泥分	現行一般廃	現行合計
青果卸	¥393,678	¥2,047,888	¥2,441,566
青果仲卸組合	¥268,310	¥2,133,879	¥2,399,989
青果仲卸5社	¥127,388	¥831,316	¥958,694
水産	¥851,186	¥5,523,807	¥6,374,993
花卉	¥212,796	¥2,393,283	¥2,606,079
関連	¥276,636	¥1,043,567	¥1,320,233
市	¥1,064,018	¥3,598,509	¥4,662,527
合計	¥3,192,000	¥17,571,880	¥20,763,880

新汚泥分	新一般廃	新合計	差額
¥0	¥1,548,803	¥1,548,803	¥-892,763
¥0	¥1,548,476	¥1,548,476	¥-851,513
¥0	¥603,311	¥603,311	¥-355,373
¥0	¥8,285,410	¥8,285,410	¥1,910,607
¥0	¥3,589,925	¥3,589,925	¥983,848
¥0	¥1,176,877	¥1,176,877	¥-143,367
¥3,192,000	¥3,598,509	¥6,790,509	¥2,127,984
¥3,192,000	¥20,351,312	¥23,543,312	¥2,779,432

- ①一般廃棄物処理費：業界2/3負担→100%負担
- ②生ゴミ処理機の導入
- ③汚泥処理費：業界2/3負担→負担無し

青果卸：約89万円減
 青果仲卸組合：約85万円減
 青果仲卸5社：約36万円減
 水産：約191万円増、花卉：約98万円増
 関連：約14万円減

●生ゴミ処理機について青果部と関連組合の負担金により運営



■平成24年度生ゴミ処理機導入スケジュール

	23年	24年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市での導入手続等				4月17日 入札完了	導入予定（5月31日まで）			設置時期前	生ゴミ処理機稼動開始	
委員会日程	16日 第5回委員会	第1回委員会	第2回委員会	第3回委員会						
		【協議内容】 ●運営主体及び事務経費の徴収について ●計量等業務委託先について ●排出ルールの設定について			個別協議（必要に応じて）				【報告事項】 ●処理状況等	

川崎エコタウン推進における資源循環事例の紹介

市内産業団体から出る廃材のバイオマス発電での利用について

川崎市では、1997年にエコタウンの認定を受けて以来、域内での資源循環の施策を進めてまいりましたが、この度川崎区扇町にある川崎バイオマス発電における資源循環の取組が始まりましたので事例をご紹介します。

東日本大震災以後のエネルギー不足を補い、環境にやさしい発電を実現するものとして注目を集めるバイオマス発電ですが、市内の流通部門や、工業農業生産部門から発生する廃材と結びつき、低炭素社会の実現による地域貢献を目指しています。



川崎バイオマス発電所(川崎バイオマス発電株式会社)

発電出力 33,000kW 燃料 木材チップ(年間18万トン) 運転開始 2011年2月 業種 電気供給業

なお、現在は事業系の廃材に限定されますが、4月以降は条件が整えば、一般からの廃材も発電に活用することが可能になります。

バイオマス発電はCO₂フリーの環境にやさしい発電で、カーボンニュートラル(注1)の考えに基づいています。低炭素社会の形成に欠かせない新しい発電として期待されており、このような事例が増えれば、循環型社会の構築に貢献できますので、今後も事例を増やしてまいります。

(注1)カーボンニュートラル ～ 植物由来の材料を活用する発電は、大気中にある二酸化炭素を樹木が取り込んだ炭素が燃焼により排出されるもので、大気中のCO₂濃度に影響を与えないという考え方です。

1 資源循環の事例

(1) 川崎市北部市場から発生する廃パレットの利用

利用開始 平成24年3月

数 量 月間約10トン(1万2千キロワットに相当)

※1世帯300キロワットとして40世帯分

(2) 市内電機メーカーから排出される製品梱包材の利用

利用開始 平成24年2月22日

数 量 月間約5トン

2 新たな取組～一般廃棄物のバイオマス発電での活用

市内梨園の間伐木材の活用(月開始予定)

3 資源流通シーン報道公開

3月 日 10時 北部市場

11時 株式会社ライトボーイ

12時 川崎バイオマス発電所



【問い合わせ】 川崎市経済労働局国際経済推進室
電話 044-200-2313 FAX 044-200-3920

市場の紙ごみの処理について

1. 紙ごみ処理の状況について

(従前)

区分	中央青果	青果仲卸	川崎丸魚	横浜魚類	水産仲卸	関連	花卉
コピー紙	一般廃	一般廃	業者回収	業者回収	一般廃	一般廃	一般廃
新聞紙	業者回収	一般廃	一般廃	一般廃	再利用	一般廃	再利用
雑誌等	一般廃	一般廃	一般廃	一般廃	一般廃	一般廃	一般廃

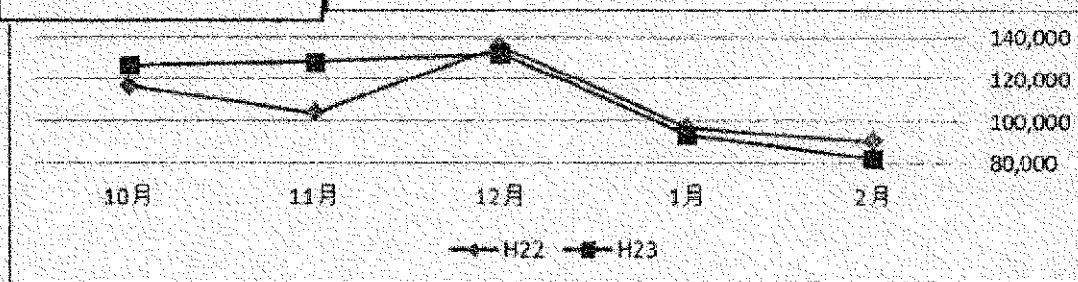
区分	浜一	川冷	青果商	開設者
コピー紙	一般廃	なし	業者回収	一般廃
新聞紙	一般廃	業者回収	業者回収	一般廃
雑誌等	一般廃	なし	業者回収	一般廃

(現在)

区分	中央青果	青果仲卸	川崎丸魚	横浜魚類	水産仲卸	関連	花卉
コピー紙	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収
新聞紙	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	再利用	業者回収	再利用
雑誌等	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収

区分	浜一	川冷	青果商	開設者
コピー紙	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収
新聞紙	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収
雑誌等	業者回収	業者回収	業者回収	業者回収

紙ゴミ減量効果について



2. 今後の紙ごみ処理に関する方針

- ① 資源ごみである紙ごみについては、業者回収を今後も推進し、減量化・エコ化に努める。
- ② スケールメリットが受けられるよう市場協会等の事業とする。
- ③ 買取となり売却益が出る場合は、市場協会の収益又は寄付金等とする。

(参考) 現在の回収システム

- ① 団体別の所定の場所にて毎日回収
- ② 新聞紙、コピー紙、雑誌類、シツパーに分類して段ボールや袋に入れて排出
- ③ 油で汚れた紙等は回収不可

事務連絡

平成 24 年 1 月 23 日

様

北部市場管理課長

北部市場内における紙ごみの処理について（依頼）

日頃から市場における廃棄物処理の適正化に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北部市場における紙ごみにつきましては、これまで、そのほとんどが各団体や事業者が一般廃棄物として処理を行ってきたところでございますが、市場としてリサイクルやごみの減量化等に向けたエコ化を推進する取り組みの一環で、次のとおり、市場全体で紙ごみの適正処理に取り組むこととなりましたので御協力くださいますようお願いいたします。

1 紙ごみの収集日

平成 24 年 1 月 26 日（木）から毎日回収します。（雨天決行）

※午後回収に回りますので午前中に所定の場所に置いておいてください。

2 収集場所及び料金

（1）収集場所 別添の図面のとおり

（2）料金 無料で回収します

3 分別等の方法

排出する際は、次のとおり分別し、紐で縛るか段ボール・袋等に入れて出してください。（分別できていない紙ごみは回収しません。）

（1）新聞紙

（2）コピー紙（シュレッダー処理後も可）

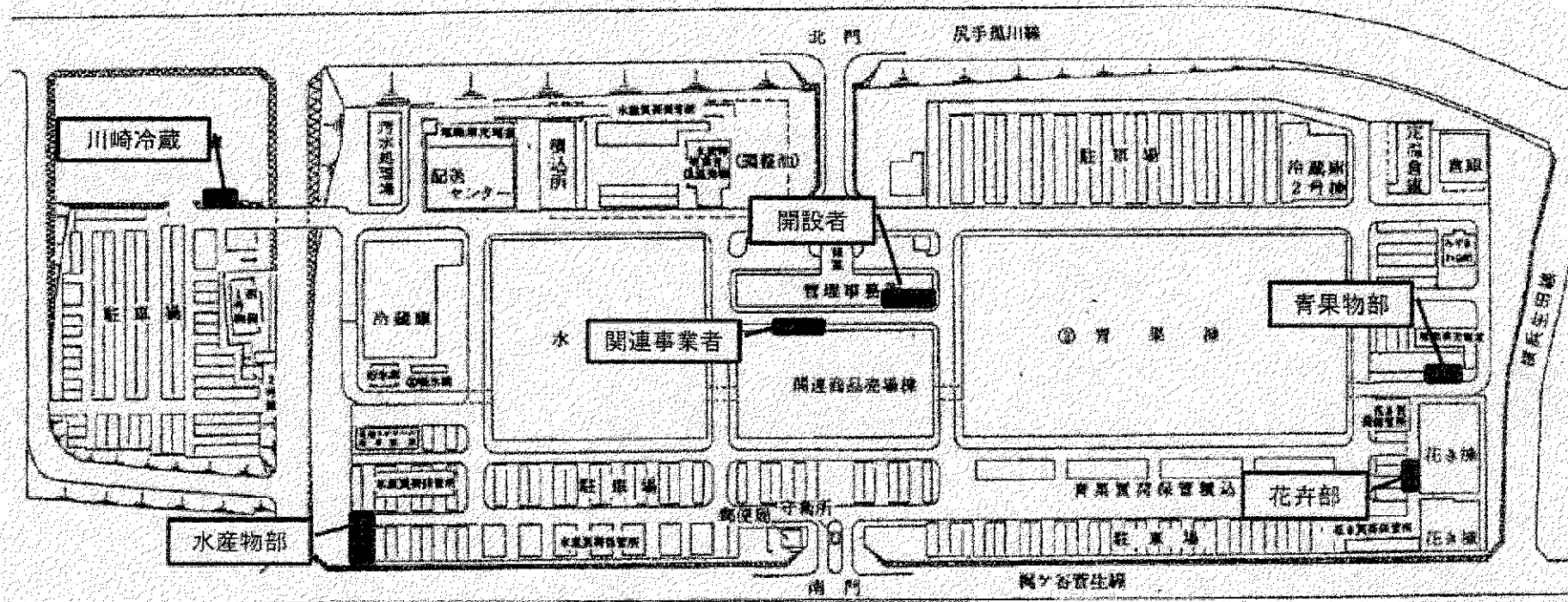
（3）雑誌類

（4）ミックスペーパー（資源回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール等以外のすべての紙類）

＜注意＞油汚れなど汚れた紙や臭いの強い紙、カーボン紙・感熱紙などは回収できませんので、一般廃棄物として処理してください。

（事務局 北部市場管理課管理係担当 内線／2213）

紙ごみ収集場所について



原則、段ボール置き場と同じ場所になります。
 上記以外の方については、市管理課に御相談ください(内線 2213)。

北部市場のエコ化対策について（案）

エコ市場に 向けた基本 方針

- 本市に蓄積する環境技術等を活用し、省エネ・省資源対策を実施する。
- 市場で発生するゴミの発生量を抑制するとともに、リサイクル率の一層の向上を図る。
- 排出者責任の原則に基づく廃棄物処理の適正化を進める。
- 市場における自動車排出ガス対策等の環境対策を推進する。

将来の目指すべき姿

■廃棄物処理の適正化、省エネ・創エネ、環境対策等の推進

●「川崎国際環境技術展」や「かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業」等の成果も取り入れ、北部市場のエコ化を一層推進する。

- ①環境にやさしい市場を構築する。
- ②省エネ・創エネ等によりコストを削減し効率的な市場経営を進める。
- ③災害時のエコエネルギー供給基地としての機能を高める。

①廃棄物の減量化・リサイクルの推進

・市場から発生する産業廃棄物や一般廃棄物の減量化を推進するとともに、分別を徹底しリサイクルできるゴミは全てリサイクルする。

②省エネ・創エネ対策

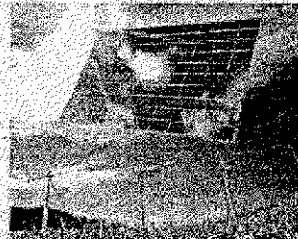
- ・太陽光発電設備・太陽熱利用設備や大型リチウム蓄電池の導入
- ・照明等のLED化
- ・小型風力発電機の導入
- ・ヒートポンプユニット等の高効率機器システムの導入
- ・ESCO事業の導入
- ※ ESCO事業：顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

③節水対策

- ・雨水の有効活用及び廃発泡スチロール冷却水の再利用

④その他

- ・電気自動車等の導入促進
- ・壁面や屋上の緑化
- ・断熱窓等の設置
- ・ISO14001の取得
- ・エコドライブの推進など



当面の取り組み課題

■廃棄物のリサイクル・ゴミの減量化事業

1. 開設者が主として行うもの

・「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を廃止し、エコ化の推進を図るため市場内事業者全てから成る「北部市場エコ化対策推進委員会」を新たに設置し、適正な廃棄物処理の推進を図る。

・「消滅型生ゴミ処理機」を導入し、生ゴミの減量化を推進する。

2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

産業 廃棄物	廃発泡スチロールのリサイクル	「北部市場エコ化対策推進委員会」の方針・条件を受けて市場内排出者（青果・水産・関連）で組織する「廃発泡スチロール協議会」で協議を行い、市場内で処理を行う処理業者の選定を行う。
	木製パレットのリサイクル	水産関係が主体となって木製パレットをハイパル発電に活用する。
	缶類のリサイクル	関連食堂街が主体となって一斗缶のリサイクルを推進する。
	廃油のリサイクル	関連食堂街が主体となって植物性廃油のリサイクルを推進する。
一般 廃棄物	紙ゴミの分別収集	市場内事業者が一体となって紙ゴミのリサイクルに取り組む。
	ダンボールのリサイクル	青果、水産、花卉、関連が主体となってダンボールのリサイクルを推進する。
	魚腸骨のリサイクル	水産仲卸組合が主体となって市場内で発生した魚腸骨のリサイクルを行う。
	その他の一般廃棄物	減量化に努め、排出者責任に基づき、適正に処理する。

■省エネ・環境対策等の推進

1. 開設者が主に行うもの

- ・LED化の推進（開設者が主体となって場内の省エネ対策を実施する。）
- ・エコドライブ運動の推進（川崎エコドライブ推進運動を市場全体で推進していく。）
- ・省エネ設備の導入（再整備事業にあたっては省エネ設備を積極的に導入していくものとする。）

2. 排出者（市場内事業者）が主として行うもの

・市場内フォークリフト等の電動化推進（市場内関係事業者が主体となってフォークリフト、ターレーの電動化を推進する。）

北部市場エコ化対策推進委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）におけるエコ化対策等を検討するため、北部市場エコ化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）エコ化対策に関すること。
- （2）廃棄物の適正処理に関すること。
- （3）その他、必要な事項

（組織及び委員）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、毎年度、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

（関係者の出席）

第5条 委員会において、委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（召集）

第6条 委員会は、必要のある場合に委員長が召集する。

2 委員長は、その会議の議長となる。

（議事）

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（事務局）

第8条 委員会に関する庶務は、経済労働局北部市場管理課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年3月 日から施行する。

<別表>

区 分	役職名
委 員	川崎中央青果株式会社 代表取締役社長
委 員	川崎丸魚株式会社 取締役社長
委 員	横浜魚類株式会社川崎北部支社 取締役支社長
委 員	川崎花卉園芸株式会社 代表取締役
委 員	川崎北部青果仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 理事長
委 員	川崎市中央卸売市場 北部市場長

北部市場における廃発泡スチロール処理業者の選定等について（案）

平成24年度廃発泡スチロール処理業者選定の経緯

【「市の業務委託」から「民間同士の委託」に移行】

●平成18年度までは、開設者が市場内の排出事業者全体を包括した排出者となっていたため、市の業務委託として指名競争入札又は随意契約により処理業者を決定していたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境局の指導により平成19年度から排出事業者と処理業者が個別契約する方法に改めた。

【新たな選定方法構築の必要性】

●平成19年度以降、排出者である市場内事業者と処理業者との話し合いが一度も持たれず、市場内事業者から本市に対し競争性を確保できる処理業者選定について要望書等も提出されていることから、処理業者の選定をはじめ、市場内の廃棄物全体の適正化について協議を行う場として、平成23年5月に市場内事業者全ての合意により「北部市場廃棄物適正処理検討委員会」を設置した。

■廃発泡スチロール処理業者選定の経過及び方向性

	昭和57年度～ 平成18年度	平成19年度～ 平成23年度	平成24年度	平成25年度
排出者 (委託者)	川崎市	市場内事業者	市場内事業者	市場内事業者
選定方法	指名競争入札又は 随意契約(総価契約)	随意契約 (単価契約)	事前審査型指名競争入札 (単価契約)	競争入札又は 随意契約(単価契約)

新たな選定
方法の構築

■平成25年度以降の廃発泡スチロール処理業者選定方法等について

【平成24年度】

廃棄物適正処理検討委員会
(開設者と場内事業者で構成)

処理業者を指名

提案書を事前審査

入札参加者を決定

入札・業者決定

※平成23年7月に入札執行(5社応札)

【平成25年度】

●新たに協議会・委員会を設置して業者を選定、チェックしていく。

廃発泡スチロール協議会(場内の各組合で構成)

●協議会の構成(案)

水産仲卸組合、青果仲卸組合、関連組合で構成し(各3名程度)、会長1名、副会長2名を設ける。

●業者の選定

競争入札又は随意契約により発泡スチロール処理業者を1社選定する。

●委員会への報告

業者選定後、エコ化対策推進委員会に報告を行う。

エコ化対策推進委員会(開設者と場内事業者で構成)

●業者のチェック

市場内の処理施設を使用することや、周辺住民への環境にも配慮する必要があることから、協議会が選定した業者の産廃許可の有無や環境配慮・業務執行体制をチェックする。

第5回北部市場廃棄物適正処理検討委員会議事録

日 時 平成24年3月16日(金) 11時30分～13時30分

場 所 管理棟第1会議室

出席者 川崎中央青果協代表取締役 佐藤義勝

川崎丸魚協総務部次長 中川恵介(代理)

横浜魚類協川崎北部支社取締役支社長 神秀保

川崎花卉園芸協代表取締役 柴崎太喜一

川崎北部市場水産仲卸協同組合理事長 種村誠二

川崎北部青果仲卸協同組合理事長 堀切正夫

川崎市中央卸売北部市場商業協同組合専務理事 水上勝尚(代理)

開設者 栗原市場長(委員長)、成田管理課長、鈴木管理係長(報告者)

(事務局)

それでは、皆様お集まりですので、第5回目の北部市場廃棄物適正処理検討委員会を始めたいと思う。

(委員長)

一般廃棄物処理費負担の見直し等、廃棄物の適正化については個別に協議をさせていただいているが、この委員会の場で改めて御協議をいただき確認をお願いしたい。

【議題1：一般廃棄物処理に係る見直しについて】

(事務局)

資料1について説明

(柴崎委員)

9月1日以降は、一般廃棄物の処理については、民間同士の契約になるということであれば、排出者となる場内事業者が収集運搬業者と交渉しなければならないということか。そうであれば、1～2ヶ月前には交渉しなければならない。

(委員長)

9月以降は、排出者の皆さんで決めていただくこととなるので、早めの対応をお願いしたい。

(水上委員代理)

9月以降は、一般廃棄物処理の市の負担がなくなり場内事業者が100%負担することについては全部門で了解しているという理解でよいか。

(委員長)

9月以降場内の排出事業者が100%負担することでご了解いただいていると考えている。

(委員一同)

全員了解。

(水上委員代理)

9月以降、民間同士の契約に移行するということであれば、9月以降は現収集運搬業者でなくてもよいということか。

(委員長)

市が市場を一括した排出者となって収集運搬業者を一般競争入札により決定している現在のやり方を見直すことにより、場内事業者の皆様が自由に個別契約することができるようになる。

(堀切委員)

9月以降の収集運搬業者については、入札で決めなくてもよいのか。

(委員長)

入札ではなく、随意契約で決めても差し支えない。

(種村委員)

横浜など市外の業者をお願いすることは可能か。

(事務局)

一般廃棄物の収集運搬について、市の収集運搬業の許可を取れば市外の業者でも可能である。ただ、市外に一般廃棄物を運搬することはできない。

(委員長)

一般廃棄物の収集運搬については、最低でも部門ごとでお願いしたいが、できれば市場協会でやっていただきたい。

(柴崎委員)

今後、市場協会でも話し合いをして、今の業者にしろ新しい業者にしろ、しっかりコンセンサスを得て進めていきたいと考えている。

(委員長)

それでは、この資料1の内容については、ご了承していただいたということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

【議題2：汚泥処理の負担割合について】

(事務局)

資料2について説明

(柴崎委員)

9月からの負担割合の見直しについて、今後さらに業界負担を求めるような見直しがあるのか。

(委員長)

今のところ9月に見直した後にさらに見直すようなことは考えていない。

(堀切委員)

この9月以降の見直しはどのような考え方によるのか。今後も場内事業者については、負担無しが続くのか。

(委員長)

屋外清掃で収集された各様周辺のゴミは、本市がその処理費用を負担しているが、この費用については共益費的要素もあることから施設使用料に含まれているものと考えている。汚泥の処理についても同様に考えている。

資料2の内容については、排出者を特定できないものであり、この案のとおり見直すことでよいか。

(委員一同)

異議なし。

(委員長)

異議なしとのことなので原案どおり決定する。

【議題3：生ゴミ処理機の導入について】

(事務局)

資料3、4について説明

(委員長)

生ゴミ処理機の運営については、事務費の徴収を含めて皆さんで決めてほしい。計量等の作業員の確保や、処理機利用のルールなどを早く決めていただきたい。

(水上委員代理)

導入したが、中止ということにならないか心配だ。

(委員長)

導入予定の生ゴミ処理機のランニングコストは燃焼式などと比べれば相当安い。試算の電気料金は最大限使用した場合で、実際はもっと安くなると想定している。

市場でISOの取得するようなことも考えていきたい。

エコ化の取り組みのなかで、生ゴミ処理機については、青果部門での有効活用をお願いしたい。

(堀切委員)

前向きに取り組んでいきたいが、有効活用のためにもストックヤードはあった方がいい。

また、水産物部では、本当に生ゴミ処理機で出せるものはないのか。

(委員長)

設置場所の建屋を拡張してストックヤードを確保したいと考えている。

(種村委員)

水産では、貝殻が多く処理可能な生ゴミがないのが現状である。

(委員長)

それでは、資料3、4の内容についてご了解いただいたということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

【議題4：木製パレットのリサイクルについて】

(事務局)

資料5について説明

(委員長)

バイオマス発電への利用については水産仲卸組合、浜一運送に協力していただいて実現できるが、今後このようなプラス面を外に向けて出していきたいと考えている。

(種村委員)

名誉挽回になる。北部市場のPRになればと考えている。

(水上委員代理)

これ以外にもいいことを沢山やっている。

(委員長)

それでは資料5の内容で進めることについては、ご了解ということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

【議題5：紙ごみの分別収集の徹底について】

(事務局)

資料6-1、6-2、別紙について説明

(委員長)

紙ごみについては、すでにお願ひしているが、現状での皆様の取組み状況はどうか。

(榊委員)

業者にお願ひしているが、新聞は今後場内回収でやっていく。

(佐藤委員)

分別して業者にお願ひしている。

(柴崎委員)

各部屋ごとに分別してやっている。さらに奨励していきたい。

(種村委員)

新聞は再利用しているが、紙ゴミの場内回収は浸透してきている。

(堀切委員)

一般廃棄物で出している紙ゴミが少しあるが、場内回収を徹底していきたい。

(水上委員代理)

2月1日以降、場内回収を徹底している。

(中川委員代理)

こちらも業者にお願ひしている。

(委員長)

それでは、この資料6の紙ゴミの回収についてもさらに徹底していくということでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

【議題6：北部市場のエコ化対策について】

【議題7：北部市場廃棄物適正処理検討委員会の改組及び廃発泡スチロール協議会の設置について】

(事務局)

資料7、8について説明

(柴崎委員)

廃発泡スチロール協議会は、エコ化対策推進委員会とは別組織にするのか。

(委員長)

廃発泡スチロール協議会は、別に設置することとしたい。ただし、エコ化対策推進委員会では、開設者も入って環境配慮や業務執行体制等についてはチェックする。

(柴崎委員)

廃発泡スチロールについてもゴミというテーマは同じなので、いろいろと経緯はあると思うが、いずれはエコ化対策推進委員会の中に入れた方がよいと思う。

(委員長)

処理機と処理施設は本市のもので、市も一定の責任はあると考えている。よって、排出者が何の条件等もなく自由に業者を決めてよいということにはならない。

(水上委員代理)

花き部門は、廃発泡スチロールを排出しないのか。全部門が入った方がいいのではないか。

(柴崎委員)

花きでは、廃発泡スチロールの排出はない。

(委員長)

新たに設置する「北部市場エコ化対策推進委員会」の委員長については毎年度、互選により選出するとしているが、どなたか委員長をお願いできないか。

(委員一同)

市場長をお願いしたい。

(委員長)

私が務めるということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

【議題8：廃発泡スチロール処理に係る選定等について】

(事務局)

資料9について説明

(種村委員)

廃発泡スチロール協議会には、水産卸も入れた方がよいと思うが。

(柗委員)

卸は廃発泡スチロールを出すより買う方なのであえて入らなくてもよいのではないか。

(種村委員)

そうはいつでも、廃発泡スチロールを出しているという認識は持っていただきたい。

(佐藤委員)

基本的には卸としては排出していない。青果仲卸からの排出がほとんどだと思う。

(水上委員代理)

いずれにしても、情報を共有していかなければならない。

(種村委員)

平成25年度の処理業者については、市外の業者を選定してもよいのか。

(委員受)

処理業者として決定した後に、本市の環境局で処分業の許可が得られれば問題はない。
ただ、新規だと約130日はかかる。

(種村委員)

そういったことを考えると、早く協議会を立ち上げなければならない。いずれにしてもこれもエコ化の一つと考えてよいか。

(委員長)

廃発泡スチロール処理もエコ化の一つの取組みと考えている。

(柴崎委員)

悪い噂は市場にとっても好ましくない。廃発泡スチロール処理のことについてもチェック機能を働かせるとともに、業者選定過程をオープンにして、どこでどのように決めたのか分かるようにすることが大切だ。

(委員長)

それでは、資料9の内容については、ご了解いただいたということでよいか。

(委員一同)

異議なし。

以上のとおり、相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

川崎中央青果株式会社 代表取締役 佐藤 義勝



川崎丸魚株式会社総務部次長 中川 恵介



横浜魚類株式会社川崎北部支社 取締役支社長 榎 秀保



川崎花卉園芸株式会社 代表取締役 柴崎 太喜



川崎北部市場水産仲卸協同組合 理事長 植村 誠二



川崎北部青果仲卸協同組合 理事長 堀切 正夫



川崎市中央卸売北部市場商業協同組合 専務理事 水上 勝尚



中央卸売市場 北部市場長 栗原 薫



平成 2 4 年 4 月 1 0 日

北部市場管理課長 様

廃発泡スチロール協議会長

第 1 回廃発泡スチロール協議会の報告について

平成 2 4 年 4 月 6 日（金）に第 1 回廃発泡スチロール協議会を開催しましたので、決定事項等について別紙のとおり報告します。

- ・ 廃発泡スチロール協議会規約について
- ・ 廃発泡スチロール協議会の委員について
- ・ 廃発泡スチロール処理業者の選定方法について
- ・ 廃発泡スチロール処理業者選定スケジュール（案）について

（事務局）
水産仲卸協同組合
9 7 5 - 2 7 0 5

廃発泡スチロール協議会規約

（目的）

第1条 この廃発泡スチロール協議会（以下「協議会」という。）は、川崎市中央卸売市場北部市場から発生する廃発泡スチロールの適正処理を推進することを目的とする。

（所掌事務）

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- （1）廃発泡スチロール処理業者の選定について
- （2）廃発泡スチロールの適正処理について
- （3）北部市場エコ化対策推進委員会と連携したエコ化の推進について
- （4）その他、必要な事項

（委員及び役員）

第3条 委員構成は、川崎中央青果株式会社、川崎丸魚株式会社、横浜魚類株式会社川崎北部支社、川崎北部青果仲卸協同組合、川崎北部市場水産仲卸協同組合、川崎市中央卸売北部市場商業協同組合から推薦を受けた役員とする。

2 この協議会に、次の委員をおき、会長は、毎年度、委員の互選により選出する。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）委員 9名以上（会長、副会長を含む。）

（関係者の出席）

第4条 協議会において、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（召集）

第5条 協議会は、必要のある場合に会長が召集する。

2 会長は、その会議の議長となる。

（議事）

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

この規約は、平成24年4月6日から施行する。

廃発泡スチロール協議会の委員について

会長：水産仲卸組合種村誠二理事長

副会長：青果仲卸組合堀切正夫理事長、関連組合齊藤幸雄理事長

委員名簿

組合・卸	廃発泡スチロール協議会委員		
水産仲卸組合	種村誠二理事長	菅谷雅之副理事長	西岡直輝副理事長
青果仲卸組合	堀切正夫理事長	西村英朗副理事長	門野裕之専務理事
関連組合	齊藤幸雄理事長	伏木賢太郎副理事長	飯岡真市副理事長
中央青果	佐藤義勝代表取締役社長		
川崎丸魚	藤川勝敏取締役社長		
横浜魚類川崎北部支社	榊秀保取締役支社長		

廃発泡スチロール処理業者の選定方法について

平成25年度の廃発泡スチロール処理業者の選定方法は、「企画提案方式」とする。

廃発泡スチロール処理業者選定スケジュール(案)について

企画提案方式のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。

内 容	日 程
業者推薦期限	平成24年4月13日（金）
業者説明会参加申込み期限	平成24年4月20日（金）
業者説明会	平成24年4月24日（火） ～4月27日（金）
質問受付期間	平成24年4月28日（土） ～5月8日（火）
質問に対する回答	平成24年5月11日（金） ※全申込者に書面（メールまたは郵送）により回答
企画提案会参加申込期間	平成24年5月14日（月）午前9時～5月21日（月）午後5時 ※郵送又は持参による。
企画提案会参加者決定通知発送	平成24年5月28日（月）
第2回協議会（企画提案会）	平成24年6月7日（木）
業者あて結果通知	平成24年6月8日（金）
処分業許可申請等手続き：業者決定後、速やかに行う	
契約の締結：許可申請手続き後、速やかに行う	

平成 2 4 年 4 月 1 7 日

北部市場エコ化対策推進委員会委員長 様

廃発泡スチロール協議会委員長

第 2 回廃発泡スチロール協議会の報告について

平成 2 4 年 4 月 1 6 日（月）に第 2 回廃発泡スチロール協議会を開催しましたので、決定事項等について次のとおり報告します。

- ・市場内各団体による処理業者の推薦結果について
非公開とさせていただきます。
- ・「平成 2 5 年度北部市場廃発泡スチロール処理委託に係る企画提案実施要領」及び「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」の決定・確認
※ 主な記載事項及び企画提案会の進行等については別紙のとおり
- ・今後の主なスケジュールについて
推薦業者あて書類発送：4 月 1 8 日（水）
業者説明会：4 月 2 3 日（月）、2 6 日（木）、2 7 日（金）
業者参加申込（提案書等提出）：5 月 1 4 日（月）～2 1 日（月）
企画提案会：6 月 7 日（木）1 3 時～1 6 時
選定結果通知：6 月 8 日（金）

（事務局）
水産仲卸協同組合
9 7 5 - 2 7 0 5

「平成 25 年度北部市場廃発泡スチロール処理委託に係る企画提案実施要領」について

（主な記載事項）

- ・廃発泡スチロール協議会において実施する企画提案方式により処理業者を選定すること
- ・企画提案会は誰でも傍聴できる公開の場において行うこと
- ・産業廃棄物処分業許可業者（川崎市内外問わず）のみ本提案会に参加可能とすること
- ・契約については、処理業者が本委託に係る許可を取得後、2週間以内に行うこと

「北部市場内廃発泡スチロール処理業務仕様書」について

（主な記載事項）

- ・「平成 24 年 4 月 12 日付 24 川経北管第 34 号・平成 25 年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）」にてご指示いただいた事項全て
- ・再利用可能な廃発泡スチロールは、処理業者が再利用品として市場内事業者に販売すること

企画提案会の進行について

別紙2

●企画提案会の進行については次のとおりです。

1 実施日時等

【日 時】 平成24年6月7日(木) 13時開始・16時終了予定
【場 所】 (企画提案会)管理棟2階大会議室
(各社控室)管理棟3階第1会議室

企画提案会に参加する方は、12時45分までに受付を済ませ、管理棟3階第1会議室にお集まりください。企画提案の順序については、当日くじで決定いたします。なお、企画提案の終了後はお帰りいただいて結構です。

●当日ご持参いただく書類

1. 企画提案書(説明用・自社分のみ)
3. 追加資料(ある場合のみ・12部)

※パワーポイントを使用する場合は、事前に事務局までデータを送付してください(PCのお持込は不要です)。

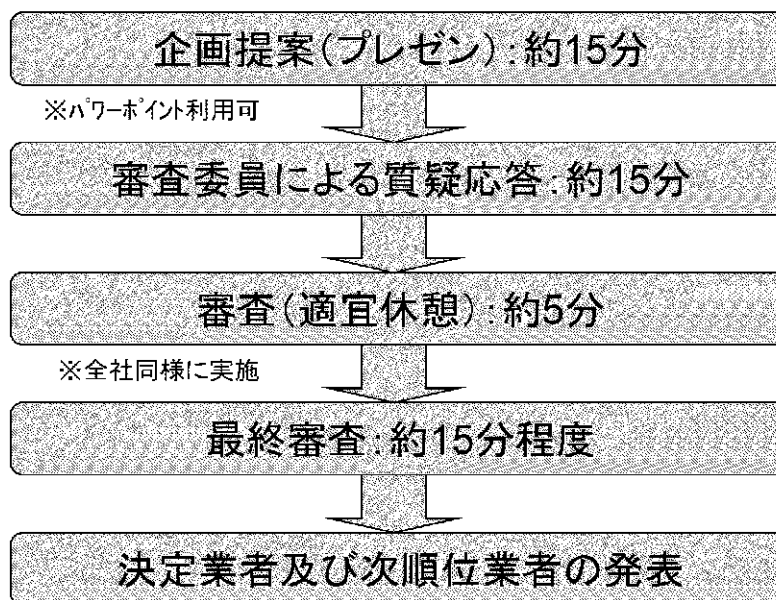
2 企画提案会の公開について

平成25年度の廃発泡スチロール処理業者の選定過程については、次のルールに基づいて公開いたします。

企画提案会公開ルール

- ・企画提案会は原則として、誰でも傍聴できます(ただし、企画提案者は傍聴不可)。
- ・傍聴人は、傍聴のみで質問等は行えません。
- ・進行等の妨害があった場合は、退場させるものとします。
- ・企画提案会資料等は傍聴人に一切提供しないものとします。
- ・企画提案者は、提案書(1)の見積額、所要経費等の金額についてはプレゼンしないものとします。
- ・企画提案会終了後、傍聴人の前で決定業者を公表します。

3 企画提案会の進め方等について



※評価等の審査内容については公開いたしません。

4 スケジュールについて

●スケジュールについては、「企画提案実施要領」のとおりになります(下記参照)。

【主なスケジュール】

参加申込み(提案書等提出):5月14日～5月21日
企画提案会:6月7日(木)13時～
選定結果通知:6月8日(金)

24川経北管第34号

平成24年4月12日

廃発泡スチロール協議会会長 様

北部市場管理課長

平成25年度廃発泡スチロール処理業者の選定に係る仕様等について（依頼）

標記の件につきまして、場内から発生する廃発泡スチロールの処理については、本市が設置しました施設を使用しており、処理に必要な経費についても本市が負担しておりますことから、当該処理について本市も一定の責任を有しているものと考えております。したがって、適切な処理業務執行の観点から、別紙の重要事項等について仕様書に定めていただき、本市が仕様書の内容について了解した後に推薦業者に提示するようお願いいたします。

（北部市場管理課管理係担当）

電話 975-2213

仕様書に定める重要事項等について

1 廃発泡スチロール処理施設について

- (1) 処理業者が使用する設備機器は、川崎市が設置した機器とし、川崎市が設置した設備機器以外で処理業務を行うことはできません。
- (2) 処理業者の使用できる施設等については次のとおりとします。(別添の「発泡スチロール処理場周辺求積図」参照)
 - ①倉庫(30m²×2)
 - ②事務所(30m²)
 - ③処理場(288m²)
 - ④土地(273m²)
- (3) 設備機器については、川崎市が無償で貸与するものとし、平成25年度は、処理業務に必要な使用施設等について使用料を免除し、光熱水費については川崎市がその1/2を負担するものとします。

2 受付時間及び処理時間について

処理のための受付時間及び処理時間は、次のとおりとします。

- (1) 受付時間は、水産物部の開市日の5時から14時までとします。
- (2) 受付をした産業廃棄物については、当日の6時から14時までに処理作業を終了するものとします。未処理分について、やむを得ず事業計画に定める業務実施日以外に処理を行う場合は、事前に北部市場管理課の了承を得るとともに、川崎市環境局廃棄物指導課と協議しなければなりません。

3 処理業者の遵守事項について

- (1) 処理業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)その他の関係法令を遵守し履行するものとします。
- (2) 処理業者は、産業廃棄物の処理について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように自らの責任において、これを行わなければなりません。また、臭気対策として、活性炭を年6回以上、定期的に交換しなくてはなりません。なお、活性炭については処理業者の負担とします。(活性炭:30kg×5段=150kg×2(太平化学 ヤシコールL 1袋15kg))
- (3) 処理業者は、産業廃棄物の処分後の残渣物(以下、「中間処理産業廃棄物」という。)について、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (4) 中間処理産業廃棄物の処理方法については、排出事業者と処理業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約書」において明記しなければなりません。
- (5) 排出事業者及び処理業者は、廃棄物処理法の規定に従って、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)を使用するものとします。

4 委託契約について

- (1) 廃棄物処理業者と市場内の排出事業者の間で締結する「産業廃棄物処理業務委託契約」の契約書の内容については、事前に川崎市と協議を行い同意を得なければなりません。

5 適正処理体制の整備・充実について

- (1) 処理業者は、従業員への教育等により、業務体制を整えるとともに、設備機器等の日常点検及び保守を行い、産業廃棄物の処理を常に適正な状態に維持管理しなくてはなりません。
- (2) 処理業者は、処理に当たっては、産業廃棄物の性状・組成等を十分に把握し適正な処理を実施するとともに、その実施状況を日報により川崎市に報告しなければなりません。

6 その他の事項について

その他、処理業者は、次に定める事項について遵守するものとします。

- (1) 市場業務に支障のないよう十分な注意を払い業務を行うこと。
- (2) 市場施設に損傷を与えないよう注意を払うこと。損傷を与えた場合、速やかに市職員に報告すること。
- (3) 処理業者は、その責に帰すべき事由により設備機器等を含め処理施設の全部又は一部を滅失若しくは棄損したときは、市の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。
- (4) 作業上での衛生及び安全管理を厳重に行い、特に火気使用については控えること。
- (5) 産業廃棄物をみだりに散乱または蓄積しないようにすること。
- (6) 設備機器の日常点検のための用具及び脱臭用活性炭その他業務に要する用具については、処理業者の負担とします。
- (7) 場外からの持込分の受付については原則禁止とします。